

秋田市景観形成専門部会所掌事務について

景観形成専門部会では、審議会が所掌する事務について、主に次に掲げる事務を処理しております。

1 景観計画に関すること

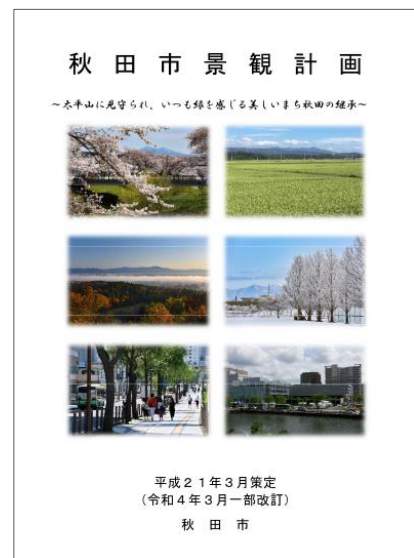
景観形成専門部会（以下、「部会」といいます。）では、景観条例第4条第2項の規定に基づく景観計画に対する意見に関することについて調査、審議することとしております。

本市では、景観法第7条に規定する景観行政団体であることから、同法第8条の規定に基づき平成21年3月に「秋田市景観計画」を策定しております。

その後、令和3年に「第14次秋田市総合計画」、「第7次秋田市総合都市計画」が策定され、それら上位計画や関連計画と一体となって景観施策を推進するため、令和4年3月に秋田市景観計画を一部改訂しております。

本計画は、市民や事業者が行政と一体となった秋田らしい魅力ある景観づくりに取り組むとともに、より良い景観を次世代に引き継いでいくことを目的としております。

本計画に位置づけた市民による景観まちづくり活動への支援として、景観まちづくりに興味がある市民や、実際に取り組みたいと思っている市民が積極的に参加できるよう景観まちづくり団体登録制度を設け、現在、6団体の登録を行っております。



【秋田市景観計画】



【景観まちづくり団体のワークショップの様子】

2 景観重要建造物等に関すること

部会では、景観重要建造物等について、秋田市景観形成専門部会設置規程第2条第7号の規定に基づき、調査、審議、議決を行うこととしております。

景観重要建造物等とは、景観法の規定に基づくもので、本市では景観形成に寄与すると認められる建造物または樹木に対し、秋田市景観重要建造物等保存事業補助金制度を平成23年度に創設し、補助金を交付しております。

本市では、景観重要建造物等をおおむね昭和20年までに建築され、外観が秋田の歴史的景観にふさわしい建造物として定義付けしております。

これまでに平成23年度から令和5年度末までにおいて、景観形成専門部会で審議し、延べ19回補助金を交付しております。

補助金は、主に屋根の葺き替えや外壁の張り替え等に活用されております(写真は、新屋表町にある個人宅の外壁改修の着工前、完成の様子です)。



【外観修景改修前後の写真】

3 表彰に関する審査

部会では、景観条例第18条の規定に基づき、景観形成に寄与していると認められる建築物等、広告物その他の物件の所有者、設計者もしくは施工者又は景観形成に貢献している個人もしくは団体を表彰できることとしております。

近年、行われた表彰として、「第11回市民に親しまれる道路愛称」により選考された方々の表彰によるもので、令和元年度に下浜道路の愛称を募集したところ、347件の愛称の中から「下浜サンセットロード」が選考され、5名の方々が表彰されております。



【市民に親しまれる道路愛称表彰式の写真】